

浜松市UD講師派遣プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民がユニバーサルデザイン(以下、「UD」という。)を学習する際に、UD講師を派遣するプログラム(以下「UD講師派遣プログラム」という。)について定め、市民へのUDの啓発を広範に進めることを目的とする。

(講師)

第2条 派遣するUD講師は、UDに関する知識及び経験を有する者又はUDに関する活動を行う者等で、講師登録を行った者とする。

(講師登録)

第3条 UD講師の登録を受けようとする者は、「UD講師登録申請書(様式第1号)」を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の講師の登録を適当と認めるときは、申請者をUD講師として名簿に登録する。

(派遣先)

第4条 UD講師の派遣は、主として市内に在住、在勤又は在学する者で構成し、参加者が10人以上となる学習会その他の集会(以下、「学習会等」という。)に対して行う。

(内容等)

第5条 UD講師の派遣は、当該年度予算額の範囲内において実施し、派遣料の算定方法は別に定める。

2 学習会等に必要な機器、実習材料等は、UD講師派遣プログラムを申し込む者(以下、「申込者」という。)が用意するものとする。

3 学習会等の会場は、市内に限るものとし、会場の確保については、申込者の責任において行うものとする。

(申込等)

第6条 申込者は、学習会等を開催しようとする日の1か月前までに、「UD講師派遣プログラム申込書(様式第2号)」を、市長に提出するものとする。

2 前項による申込があったときは、市長は、UD講師派遣プログラムの実施の可否を決定し、申込者に対して2週間以内に「UD講師派遣プログラム承認(不承認)通知書(様式第3号)」により、その結果を通知する。

3 前項の実施の承認について、市長は、申込者に対して必要な条件を付することができる。

(講師への依頼)

第7条 承認されたUD講師派遣プログラムについて、市長は、UD講師に対し「UD講師派遣依頼書(様式第4号)」により依頼する。

(実施の制限等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、UD講師派遣プログラムを実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行う恐れのあるとき。
- (3) この制度の目的に反すると認められたとき。
- (4) UD講師が確保できないとき。

(変更等の連絡)

第9条 第6条第2項の規定によりUD講師派遣プログラムの実施の通知を受けた者は、学習会等の内容、開催日時、開催場所その他申込事項に変更があったとき、又は学習会等を中止しようとするときは、変更や中止の事実が発生した時点で、速やかに市に連絡しなければならない。

(報告)

第10条 派遣されたUD講師は、実施後速やかに、「UD講師派遣プログラム実施報告書(様式第5号)」を、市長に提出する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 浜松市ユニバーサルデザイン市民協力員派遣要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 旧要綱第3条の規定によりUD市民協力員派遣登録簿に登載された者は、要綱第3条の規定によりUDサポーター講師名簿に登録された者とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。